

留萌市自治基本条例を知っていますか？



留萌市自治基本条例

連載特集 ①



まちの憲法である留萌市自治基本条例は、平成19年4月にスタートしました。平成23年度には条例の見直しを検討する予定となっていることから、改めて市民の皆さんにこの条例についてより深く理解していただくため、広報るもい12月号から2月号までの3回シリーズで紹介していきます。

なぜ自治基本条例が制定されたのですか？

地方分権の時代に、留萌市が自主自立した自治体運営を進めるための理念や基本原則を条例として文章化することで、市民・議会・市が共通認識を持ち、「市民が主役のまちづくり」を進めるために制定されました。

自治基本条例とは？

自分たちのまちのことは、住んでいる皆さんが一番よくわかっていると思います。ですから、市民の皆さん一人ひとりがまちづくりに参加し、自分たちのまちのことは、みんなで考え、話し合い、力を合わせて解決していくことが大切です。条例には、「市民が主役のまちづくり」を進めるためのまちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、市それぞれの役割、市民の皆さんがまちづくりに参加する際のルールなどが23の条文で書かれています。

まちづくりとは？

誰もが快適に暮らせるようにするための活動のことです。地域の清掃や花植えなど、市民の皆さんと市役所が力を合わせて暮らしやすいまちを作る活動などがまちづくりです。



留萌市自治基本条例の全文は、市ホームページで閲覧できます。 <http://www.e-rumoi.jp>



「市民が主役のまちづくり」を進めます！

●留萌市自治基本条例の特徴

- ①市民による自治を理想とした「自治の理念」を規定しました。
- ②自治の担い手として「市民」「議会」「市」の三者の役割と責務を規定しました。
- ③自治の基本原則として「情報共有」「市民参加」「協働」の3つを規定しました。
- ④市役所が仕事を進める基本原則として、都市経営の考え方を規定しました。
- ⑤この条例が正しく実施されているかどうかを5年ごとに確かめ、世の中の変化に対応できるように、見直しの規定を置いた「成長する条例」「育てる条例」となっています。

●条例によって何が変わったの？

自治の基本原則として「情報共有」「市民参加」「協働」を具体的に定めたことで、自治の担い手である市民、議会、市の役割が明確になりました。

次回の掲載予定

連載2回目の広報るもい1月号では、自治の基本原則である「情報共有」「市民参加」「協働」や、市民の皆さんの役割である「市民の権利」「市民の責務」「コミュニティ」、市民の皆さんが関わる内容についてお知らせする予定です。



留萌市自治基本条例についてのお問い合わせは

市・企画調整課

☎42・1809